

# 平成 26 年 6 月議会

## 議案説明資料

議案第 1 2 8 号	ページ
福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案 . . .	1~3
議案第 1 3 8 号	
救助工作車の取得について . . .	4~5

消 防 局

# 議案第 1 2 8 号

## 福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「施行令」という。）の一部改正に伴い、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、総務省令で定めるもの（以下「対象火気器具等」という。）の取扱いに関する基準を改める等の必要があるもの。

### 2 改正内容

#### (1) 対象火気器具等の取扱いの基準に関する規定の改正

施行令の一部改正に伴い、対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合は、消火器を準備した上で使用するよう規定の改正を行うもの。

（第 18 条，第 19 条，第 21 条及び第 22 条関係）

#### (2) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する規定の改正

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するものを開設する場合は、消防署長に届け出なければならないよう規定の改正を行うもの。

（第 45 条関係）

### 3 施行期日

この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

○福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(液体燃料を使用する器具) 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱い は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(10)～(13) (略) 2 (略)</p>	<p>(液体燃料を使用する器具) 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱い は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会 その他の多数の者の集合する催しに 際して使用する場合にあつては、消火 器の準備をした上で使用すること。</u></p> <p>(10)～(13) (略) 2 (略)</p>	<p>○施行令改正に伴う規定の追加</p>
<p>(固体燃料を使用する器具) 第19条 固体燃料を使用する器具の取扱い は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(2) (略) 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号</u>までの規定を準用する。</p>	<p>(固体燃料を使用する器具) 第19条 固体燃料を使用する器具の取扱い は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(2) (略) 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号の2</u>までの規定を準用する。</p>	<p>○施行令改正に伴う規定の整備</p>
<p>(電気を熱源とする器具) 第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、 次の各号に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(2) (略) 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号の規定</u>(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。</p>	<p>(電気を熱源とする器具) 第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、 次の各号に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(2) (略) 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2の規定</u>(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。</p>	<p>○施行令改正に伴う規定の整備</p>
<p>(使用に際し火災の発生のおそれのある器具) 第22条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準</p>	<p>(使用に際し火災の発生のおそれのある器具) 第22条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準</p>	<p>○施行令改正に伴う規定の整備</p>

旧	新	備考
<p>については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>については、第18条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2</u>の規定を準用する。</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店、屋台その他これらに類するものの開設(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等を使用する場合に限る。)</u></p>	<p>○施行令改正に伴う規定の追加</p>

議案第 138 号

救助工作車の取得について

提案理由

本件は、火災及びその他の災害に対する救助体制の強化を図るため、救助工作車を取得するものであるが、その予定価格が 6,000 万円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものである。

契約件名	救助工作車の購入			
取得台数	1 台			
性能等	1 車台 (1) 消防専用シャシ (2) エンジン ① 型式            水冷 4 サイクル 6 気筒以上ディーゼル ② 最高出力       235 キロワット (3) 乗車定員       7 名  2 ウインチ装置       最大牽引能力 5.0 トン以上 3 クレーン装置       最大吊上能力 2.9 トン以上 4 固定照明装置       マスト付 LED 照明灯 160 ワット×4 灯式			
買入価額	60,156,000 円 (内消費税及び地方消費税相当額 4,456,000 円)			
取得の相手方	兵庫県三田市テクノパーク 1 番地の 5 株式会社 モリタ			
履行期限	平成 27 年 1 月 30 日			
履行場所	福岡市中央区舞鶴三丁目 9 番 7 号 福岡市消防局			
保証期間	受渡完了の日から 1 年間			
入札年月日	平成 26 年 5 月 22 日			
入札経緯及び結果	入札参加業者		入札金額 (単位:円)	
	区分	業者名	第 1 回	備考
	1	株式会社モリタ福岡支店	55,700,000	
	2	ジーエム市原工業株式会社	62,900,000	
	3	帝国繊維株式会社	63,500,000	

## 救助工作車（平成13年度購入車両）

博多消防署堅粕出張所配置車両



## 救助工作車（主な装備品）



（クレーン装置 最大吊上能力 2.9トン以上）



（固定照明装置 マスト付LED照明灯 160ワット×4灯式）